

「二宮町の資源を生かした子どもの育成環境について

不登校あるいは不登校の前段階における子どもたちの居場所づくり」提言書

教育福祉常任委員会

<課題提起>

全国的に不登校の児童生徒数が増え続ける中、町の教育委員会で把握している不登校の数も年々増え続け、令和3年度小中学校で不登校として公表されている数は5校で56名となる。それに加えて学校に行くことができても教室に入ることができない、あるいは部活動だけは登校できる、不定期の登校、など不登校に近い状態の児童生徒が数多く出てきている。

既に文科省は令和元年に詳細な対応策を通知、さらに令和4年6月には同庁調査研究協力者会議から、校内の居場所、多様な教育機会の確保、不登校特例校、フリースクール、民間団体、福祉との連携、ICTの活用等の具体策とすべての児童生徒の中に秘められた大きな可能性に資する不断の努力を求める報告を受け、通知が出されたところだ。

本町が継続して独自予算で支援教育補助員を配置し続けてきたことは評価できる。一方、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが近隣自治体の中では比較的多く配置されているものの、現状では子どもたちのケアに丁寧に入れる程充分ではない。

また、不登校児童生徒のために町教育委員会のやまびこ教室等がある他、民間支援がいくつかあるが、支援に繋がるケースは限られており、公立学校として対応できる手立てを増やすことが求められている。

本委員会では義務教育の期間における、子どもたちが教育を受ける権利の確保に向け、速やかに子どもたちに多様な学びの場を提供するべく、以下の提言をまとめた。

なお、令和3年4月～令和4年8月まで調査研究を進め、調査研究の活動報告は後述に添付する。

提言事項内でスクールソーシャルワーカーはSSW、スクールカウンセラーはSCと称する。

<提言事項>

- 1 支援教育補助員、SSW、SCの配置状況を精査し、減員することなく効果的に増強し、SCについては、小学校にも常駐する日を設けること。
- 2 学校内のフリースペース（※）の設置に向け、教育委員会と学校で協議を進めること。
※フリースペースとは教室以外の校内の場所で、児童生徒が一時的に休憩できる場所。
- 3 教育支援室（やまびこ）は、保護者に更なる周知を図り通学しやすい環境づくりを目指すこと。
- 4 学校、やまびこ教室、民間フリースクールの3者連携を強化し、子どもたちが教育を受ける権利を守ること。
- 5 校内フリースクール（※）の設置を検討すること。
※校内フリースクールとは教室以外の校内の場所で、教員による個別最適な支援や授業を受けることができる児童生徒の居場所。

尚、町の施策は教育の優先順位をあげ、以上の提言事項実現にむけ確実な予算確保を要望する。